

# 北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画について

資料 3

## 1 保健事業実施計画について

高齢者の医療の確保に関する法律第125条第3項に基づき、平成26年3月31日に『高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針』が国から示され、全国の広域連合において、平成26年度中に計画期間を平成27年度～29年度とする、保健事業実施計画を策定することとなった。

### ～指針の概要～

- ・PDCAサイクルに沿った、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、保健事業の実施計画を策定。
- ・計画の策定に当たり、健康・医療情報等を分析し、健康課題を明確にした上で、事業内容の企画を行う。
- ・事業については、毎年度効果の測定及び評価を行い、必要に応じ事業内容の見直しを行う。

## 2 計画策定に当たっての基本的な考え方

- ・高齢者が住み慣れた地域で、できる限り長く、自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病等の発症・重症化予防や心身機能の低下防止に向けた支援が必要である。
- ・被保険者が自らの健康状態に応じて行う、健康保持増進の取組を広域連合等の関係者が必要に応じて支援を行う。

## 3 保健事業の内容

健康診査、健康診査後の通知、保健指導、健康教育、健康相談、訪問指導

## 4 スケジュール

平成26年 7月 保健事業実施に関する協議会設置（第1回協議会 8月5日開催予定）

10月 関係団体・機関への素案提示（第2回運営協議会での協議）

11月 議会への素案報告

12月 パブリックコメントの実施

平成27年 1月 関係団体・機関への最終案提示（第3回運営協議会での協議）

2月 議会への報告

3月 計画決定・公表

## 5 保健事業実施に関する協議会の設置（新設）

### 〈目的〉

市町村及びその他の関係機関との連携及び協力を図り、北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画の策定及び保健事業を推進すること。

### 〈組織〉

- ・委員10人以内で組織

道央、道南、道北、道東の4つのブロックに分け、市町村職員から選出

（札幌市、当別町、夕張市、妹背牛町、苦小牧市、函館市、旭川市、和寒町、北見市、帯広市）

保発0331第13号  
平成26年3月31日

都道府県知事 殿  
都道府県後期高齢者医療広域連合長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第3項に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う被保険者の健 康保持増進のために必要な事業に関し、適切かつ有効な実施を図るため、平成26年3月31日厚生労働省告示第141号をもって「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」（別添）が公表され、本年4月1日から適用されることとなった。

主な内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、保健事業の実施に配慮願いたい。

記

1 保健事業の基本的な考え方

高齢者の大幅な増加が見込まれる中、加齢による心身機能の低下や複数の慢性疾患を有すること等により、自立した日常生活を維持することが難しくなる者が多くなると考えられることから、高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病等の発症・重症化予防や心身機能の低下防止に向けた支援が必要である。

また、高齢者は生活習慣を変えることが困難な場合が多く、生活習慣改善による生活習慣病の予防効果は必ずしも大きくないこと、健康状態の個人差が大きいこと、健康面の不安が生活上の課題となりやすいこと等から、被保険者が自らの健康状態

に応じて行う健康保持増進の取組を広域連合等関係者が支援することが重要である。

このため、広域連合は地域の特性に応じきめ細かく保健事業を実施することとし、その際には、市町村等の関係者と協力して効果的かつ効率的に行うとともに、必要に応じ地域の福祉や介護予防の取組につなげる等の配慮を行うこととする。

## 2 保健事業の内容

### (1) 健康診査

健康診査は保健事業の中核的な事業の一つであり、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）等に沿って、必要な被保険者について受診率を高め、効果的かつ効率的に実施する。

### (2) 健康診査後の通知

広域連合は、健康診査により対象者の健康水準の把握及び評価を行った上、治療を要する者に対して必要に応じ医療機関への受診を勧めるとともに、対象者に自らの生活習慣等を意識させ、療養及び健康状態保持の取組に効果的につながるよう工夫しつつ、健康診査の通知を行う。

### (3) 保健指導

保健指導については、健康診査の結果、生活状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣を見直すための方法を本人が選択できるよう配慮するとともに、健康状態の変化等に応じた内容とする。

### (4) 健康教育

高齢者の特性を踏まえ、日常生活における身体活動の確保、低栄養を防ぐための食生活、社会参加の重要性等について普及啓発に努める。

### (5) 健康相談

被保険者からの相談内容に応じ、被保険者の主体性を重んじながら、生活習慣の見直しをはじめとする必要な助言及び支援を行う。

### (6) 訪問指導

訪問指導は、被保険者の心身の状況、生活環境、受診状況等、個々の実情に即したものとする。

## 3 保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

広域連合は、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な事業実施を図るため、保健事業の実施計画を策定する。計画の策定にあたり、健康・医療情報等を分析し健康課題を明確にした上で、目標値の設定を含め事業内容の企画を行う。事業の実

施に当たっては、健康診査の結果等を踏まえ、対象者を健康状態等により分類し、それぞれの分類にとって効果が高いと予測される事業を提供するよう努めるとともに、それぞれの事業について、毎年度効果の測定及び評価を行い、必要に応じ事業内容等の見直しを行う。計画期間は、都道府県健康増進計画等との整合性も踏まえ、複数年とする。

#### 4 事業運営上の留意事項

保健事業の積極的な推進を図るため、市町村、国民健康保険団体連合会との連携、協力等実施体制の整備に努める。

#### 5 適用期日

平成 26 年 4 月 1 日